

香川県土木設計業務等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部(住宅課を除く)が所掌する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 契約担当者 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- 二 業務執行者 検査の対象となる委託業務に職員を調査職員として配置している課又は出先機関の長をいう。

(評定の対象)

第3条 評定は、当初の業務委託料が500万円を超える土木関係コンサルタント業務について行うものとする。

2 施工管理業務については、前項の規定にかかわらず評定の対象としない。

3 契約担当者が評定の対象としないことを認めた委託業務については、第1項の規定にかかわらず評定を省略することができる。

(評定者)

第4条 委託業務の評定者(以下「評定者」という。)は、当該委託業務契約に係る調査職員(主任調査職員及び調査職員という。)並びに業務担当総括及び、当該委託業務の完了検査を実施した検査職員が、評価項目を分担して行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定点は、別に定める「採点表の考査基準」により総合評定点を算出し、別記様式1の「委託業務成績評定表」(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定者である業務担当総括、主任調査職員及び調査職員は、委託業務が完了した時にそれぞれ評定を行い、完了検査受験前にその結果を検査職員に提出するものとする。

2 検査職員は、完了検査を実施したときに評定を担当する項目の評定を行い、業務担当総括及び調査職員の結果と合わせて全項目の評定結果を取りまとめるものとする。

(評定結果の報告)

第7条 検査職員は、契約担当者及び業務執行者に、評定結果を報告するものとする。

2 前項の契約担当者への報告は、事務処理要領第23条の規定による検査結果の復命にあわせて行うものとする。

(評定結果の通知等)

第8条 業務執行者は前条の規定による報告を受けたときは、その評定結果を当該委託業務の受注者に、委託業務成績評定結果通知書(別記様式 - 2)及び評価項目別評定点表(別記様式 - 3)により通知するとともに、事務庁舎内において閲覧に供するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、第7条の規定により報告を受けた評定結果を修正する必要があると認められる場合には、当該委託業務の業務執行者が設置する委託業務成績評定審査委員会に諮り、評定結果を修正することができる。

2 業務執行者は、前項の規定により評定結果が修正されたときは、改めてその結果を当該委託業務の受注者に、委託業務成績評定結果変更通知書(別記様式 - 4)及び評価項目別評定点表(別記様式 - 3)により通知するとともに、事務庁舎内において閲覧に供するものとする。

(説明の請求等)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、業務執行者を經由して契約担当者に評定の結果について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により受注者から説明を求められたときは、当該委託業務の業務執行者が設置する委託業務成績評定審査委員会の審議を経て、業務執行者を經由して書面により回答するものとする。

3 業務執行者は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務庁舎内において閲覧に供するものとする。

(委託業務成績評定審査委員会の設置)

第11条 業務執行者は、所管する委託業務の成績評定について、第9条第1項の規定による修正に関する審議及び前条第2項の内容説明に関する審議その他必要な事項を審議するために、委託業務成績評定審査委員会を設置するものとする。

2 出先機関の委託業務成績評定審査委員会の構成委員は、次に掲げる者を標準とする。

- 一 所長を総括的に補佐する技術職員
- 二 総務担当課長
- 三 当該委託業務を所管する課長
- 四 当該委託業務の完了検査を行った検査職員
- 五 その他業務執行者が必要と認めた者

3 本庁該当課の委託業務成績評定審査委員会の構成委員は、次に掲げる者を標準とする。

- 一 課長を総括的に補佐する技術職員
- 二 契約事務担当課長補佐

- 三 当該委託業務を所管する課長補佐
- 四 当該委託業務の完了検査を行った検査職員
- 五 その他業務執行者が必要と認めた者

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する、施行の日以後に手続開始の公示又は指名通知する委託業務から適用する。